

宇都宮ロータリークラブ  
第3340回 リモート例会  
会員卓話

令和3年1月19日

弁護士 青井 芳夫

あおい総合法律事務所

栃木県弁護士会所属

## 自己紹介①

出身：宇都宮

年齢：47歳

家族：妻・娘

趣味：キャンプ 日本酒・ウイスキー  
温泉

ウォーキング（夏から－7キロ）

## 自己紹介②

宇大付属中学校卒業 (バドミントン部)

宇都宮高等学校卒業 (バドミントン部)

日本大学法学部卒業 (草野球)

日本大学大学院博士前期課程

北海道大学法科大学院修了 (北の国から)

## 自己紹介③

司法修習は盛岡

平成21年12月弁護士登録

現在12年目（6年半勤務弁護士・独立4年半）

**得意分野 重点取扱分野**

企業法務一般

交通事故

相続問題

民事信託 など

## 自己紹介④

弁護士業務 その他の活動

- ・ 栃木県よろず支援拠点 コーディネーター弁護士  
国（中小企業庁）が全国に設置した無料の経営相談所  
新型コロナウイルスに関する専門家による  
経営相談窓口（経済産業省パンフレット）
- ・ 民事信託士（一般社団法人民事信託士協会）  
として登録  
福祉型信託 事業承継型信託（株式信託）

# 自己紹介⑤

講演等

「家族と会社を守る法律実務」（経営者団体）

「相続法改正研修」（栃木県司法書士会）

「経営者が知っておくべきパワーハラ対策の極意」  
（栃木県弁護士会）

「民法改正 保証・賃貸借」（経営者団体）

「中小企業の事業承継支援における民事信託の活用」

第2部「民事信託における指図権」担当

（民事信託実務入門講座 事例研究発表）

# 情報提供

栃木県よろず支援拠点

<https://tochigi-yorozu.com/>

- ・ 中小企業診断士
  - ・ ウェブ解析士
  - ・ 特定社会保険労務士
  - ・ 税理士
  - ・ フードディレクター
  - ・ ITコーディネータ
  - ・ デザイナー
  - ・ 弁護士
  - ・ 飲食店コンサルタント
- の総勢 28名

# 弁護士によくある質問 1

弁護士バッジは何を表しているの？

デザイン（表面）

外側 ひまわり = 自由と正義

中央 はかり = 公正と平等

「自由」「正義」「公正」「平等」

を追い求めなければならないという

弁護士のあるべき姿を表している







## 無くすとどうなるの？

デザイン（裏面）

一人ひとりの登録番号が彫られている

バッジの正式な名は「弁護士記章」

= 身分証明書

なくした場合、大変な手続き

→ 官報に掲載

→ 再発行 再-1 再-2の刻印

## 弁護士によくある質問 その2

裁判所から訴状が届いたが、何で私が  
犯罪者になるの？

被告 ↔ 原告 (民事事件)

対立

被告人 ↔ 検察官 (刑事事件)

対立

# 弁護士によくある質問 その3

死刑になるような人は弁護する必要はない？

何で犯罪者の味方をするの？

- ・ 無罪推定の原則（有罪の宣告までは無罪の推定）
- ・ えん罪の危険性（誰もが一生懸命）
- ・ 捜査権という強い力に対抗する必要
- ・ 疑わしきは被告人の利益に  
⇒ 犯罪事実が証明できなければ、有罪にはされない
- ・ 適正な手続きでの捜査・裁判を監視する必要

# 弁護士によくある質問 その4

「真実だから負けない」

「あいつは絶対嘘をついているから勝てるでしょう」？

民事事件→当事者の出す主張・証拠がすべて

真実であっても、それを裏付ける証拠が無ければ負ける  
可能性がある

証拠の提出と主張は、当事者の責任

→だから客観的な証拠が重要

刑事事件→真実を追究

有罪の証拠を検察官が積極的に集める

弁護人は証拠の信用性を争い、また無罪つながる証拠を提出

# 弁護士によくある質問 その5

報酬に基準はないの？ 高いか安いかが分からない

平成16年4月1日から旧報酬規程が廃止

(独占禁止法に抵触する)

→弁護士報酬の自由化

しかし、弁護士は事務所に報酬基準を明確にして掲げる必要あり。

→きちんと見積りを依頼し、説明を求めることが重要。

# 弁護士によくある質問 その6

専門は何ですか？ 実は答えにくい

医師→専門医の制度

弁護士→専門登録制度を検討も失敗

→業務広告に関する指針（ガイドライン）

専門分野の表示は控えることが望ましい

# 弁護士によくある質問 その7

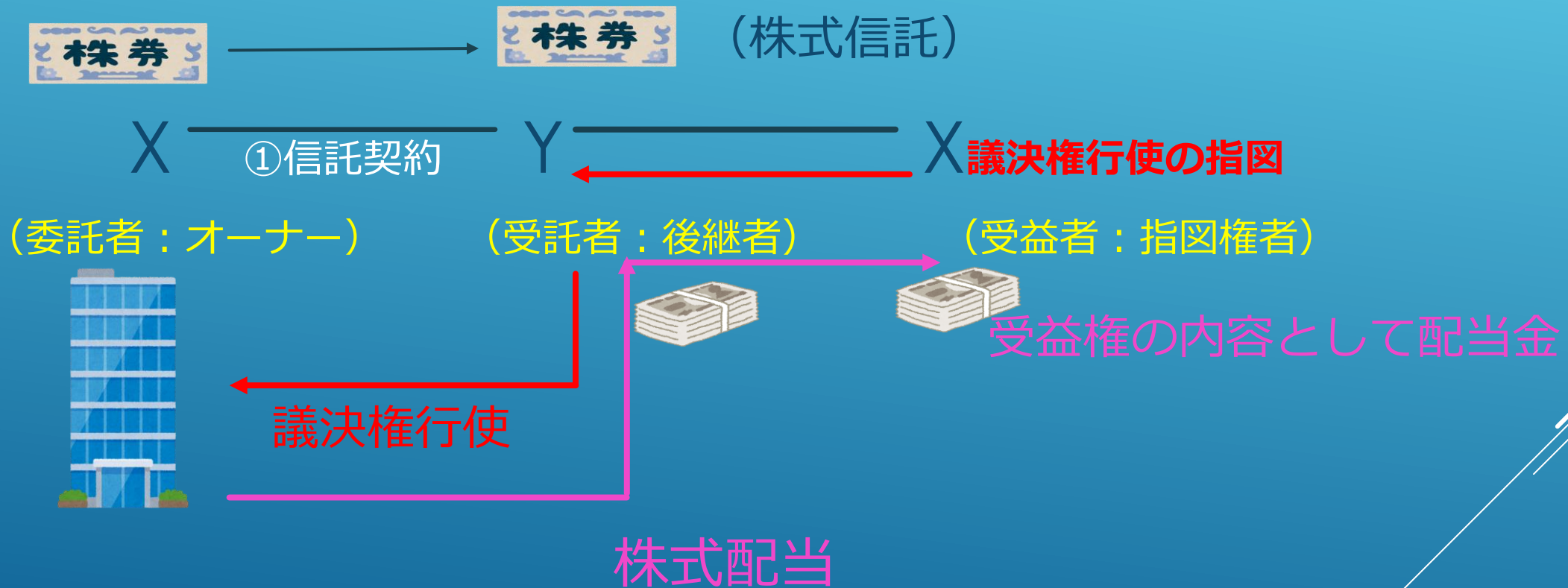
## 最近民事信託という言葉をよく聞くのだけれど？

信託とは、

- (1) 特定の者(受託者)が、
- (2) 財産を有する者(委託者)から移転された財産(信託財産)について
- (3) 信託契約、遺言または公正証書等による自己信託により(信託行為)
- (4) 一定の目的(信託目的)に従い
- (5) 財産の管理または処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為をすること。(信託法2条1項)

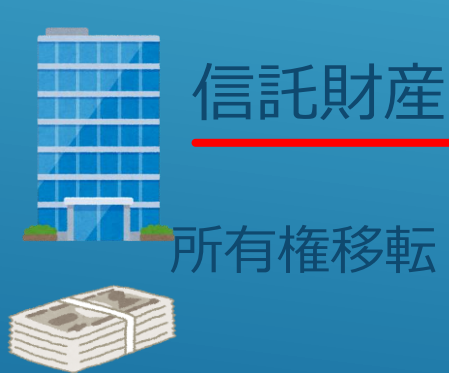
代表的には 福祉型信託  
株式信託  
など

# 株式信託（事業承継）





# 福祉型信託



**受益権**

(不動産収益や、信託口座に信託した現金から  
生活に必要な金員の交付受ける)

# 弁護士によくある質問 その7

法定後見制度⇒本人の意思能力が減退ないし喪失してから。

後見人は財産の管理と身上監護。

任意後見制度⇒将来、自分が意思能力が減退ないし喪失した時に備え予め公正証書で任意後見人になる者と契約して事前に財産管理等と身上監護について柔軟に契約で定めることが可能。

民事信託 ⇒生前から信託財産の管理運用等を受託者に任せ、本人の意思能力の減退ないし喪失にかかわらず継続することが可能。任意後見制度と組み合わせることで、委託者の意思に沿った信託財産の管理運用等と信託財産に含まれない財産の管理、身上監護が可能となる。

## 弁護士によくある質問 その8

弁護士はみんな知り合いだから、相手の弁護士は栃木県だと、こちらは県内で大丈夫？

- ・仲の良い弁護士でも相手方になったら徹底的に戦う
- ・プロとして慣れあうことは一切ない

ご清聴ありがとうございました

